

新潟市社会福祉審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市社会福祉審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、4人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 年数回程度の平日、日中の会議に出席可能な者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市社会福祉審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を、公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉部長
- (2) こども未来部長
- (3) 福祉総務課長
- (4) 福祉監査課長
- (5) 障がい福祉課長
- (6) 高齢者支援課長
- (7) 地域包括ケア推進課長
- (8) 介護保険課長
- (9) こども政策課長
- (10) こども家庭課長
- (11) 児童相談所家庭支援課長
- (12) 児童相談所こども相談課長
- (13) 保育課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は平成17年6月1日より施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日より改正する。

附 則

この要領は平成23年4月1日より改正する。

附 則

この要領は平成26年4月1日より改正する。

附 則

この要領は平成29年4月1日より改正する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より改正する。